

企画趣旨

—— 刑事法が「親密圏」を規律するとき

深町晋也

1 本特集の背景・対象¹⁾

「親密圏」とは、必ずしも明確な定義が共有されているわけではないものの、概ね、婚姻や血縁に拠らない他者への関心・配慮に基づく人的結合として理解されていると言えよう²⁾。これに対して、本特集においては、刑事的介入の可否を考察するにあたり一定の配慮が要求される、家族的な情愛・配慮に基づく人的結合の場を表すものとして「親密圏」という概念が用いられており、必ずしも制度としての家族を検討対象から排除する趣旨ではない。

刑事法分野においては、家庭に対する国家的介入には謙抑的であるべきとする考え方として、「法は家庭に入らず」との法諺が長らく尊重されてきた。すなわち、家庭を代表とする「親密圏」に対しては、なるべくその自律的な在り方を尊重し、特に刑罰による介入は差し控えるべきであるとの理解が強かったものと言える。こうした謙抑性を具現化した刑法典の規定としては、親族相盗例（刑法244条。以下、条文番号のみ）が挙げられる。家庭内で生じた一定の財産犯罪については、刑の必要的免除（同1項）又は親告罪化（同2項）により、第一次的には家庭内における自律的な解決に委ねられている³⁾。

しかし、現在ではむしろ、「親密圏」に対する刑事的介入が期待される局面が増大している。2000年代になって相次いで成立した特別法⁴⁾は、

親による子の虐待、交際相手やかつてのパートナーなどによるエスカレートする暴力の危険、配偶者などによる暴力（DV）といった「親密圏」における暴力に対して、行政法的介入のみならず刑事的介入も必要であることを如実に示すものである。

このように、「親密圏」は、一方で情愛・配慮を基にする自律的かつ保護的な人的結合の場として外部の世界とは区別されるが、そのことが同時に、外部からの可視性・介入可能性を低下させることにより、「親密圏」において問題事象が発生しやすくなるのみならず、いったん生じた問題事象が隠蔽されて継続しやすくなる。「自律的な保護の場」が同時に「犯罪の温床」ともなると言えよう。

こうした問題は、加害者及び被害者がいずれも「親密圏」に属する場合に最も典型的に生じる。しかし、加害者又は被害者が「親密圏」に属しない場合であっても、なお「親密圏」の「自律的な保護の場」としての性質や「犯罪の温床」としての性質を考慮しなければならない場合がある。前者の例として、「公然性」を要件とする日本の名誉毀損罪・侮辱罪とは異なり、ドイツにおける侮辱罪（ドイツ刑法185条）にはそうした要件が存在せず、したがって専ら「親密圏」の内部において外部の人間に対する侮辱を行う事案（例えば、隣人に対する侮辱を家庭内で行った場合）についても本罪の構成要件に該当し得るが、ドイツにおいては「侮辱自由な（beleidigungsfrei）領域」という特殊

1) 本特集は、企画者である深町が研究代表者となっている科研費・基盤研究（B）『『家族刑法学』の構築に基づく刑法理論の新地平』（JP24K00206）の成果の一部である。研究分担者である成蹊大学教授の佐藤陽子氏が執筆者の一員となっているが、研究分担者以外にも広く執筆をご担当頂いている。

2) 齋藤純一編『親密圏のポリティクス』（ナカニシヤ出版、2003年）213頁以下（齋藤純一）参照。

3) 深町晋也『家族と刑法』（有斐閣、2021年）102頁以下。

4) 例えば、児童虐待防止法（2000年）、ストーカー行為等規制法（2000年）、及びDV防止法（2001年）がこれに当たる。